

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1838号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当) <b>第13条</b> (略) 2  条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。 (1) (略) (2) <u>豚熱</u> (3) <u>アフリカ豚熱</u> (4)・(5) (略) 3  (略)	(防疫等作業手当) <b>第13条</b> (略) 2  条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。 (1) (略) (2) <u>豚コレラ</u> (3) <u>アフリカ豚コレラ</u> (4)・(5) (略) 3  (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。